

1 調査の概要

(1) 調査の目的

農業組織経営体経営調査（以下、「本調査」という。）は、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体（以下、「農業組織経営体」という。）における経営収支及び農産物の生産費の実態を明らかにし、農業組織経営体育成等の農業施策の基礎資料を整備することを目的としている。

(2) 調査の沿革

本調査は、新政策（平成4年6月）及び農政審議会報告（平成6年8月）において、今後の我が国の農業生産を担う望ましい経営体として「組織経営体の育成」並びに経営体質の強化を図るため「法人化の推進」が農業政策の重要な課題として位置づけられ、このような課題に対応する諸施策推進の基礎資料としての経営情報の提供が強く求められてきたことを契機に農業組織経営体の経営実態を把握する経営統計を作成することとし、その際、平成2年産から実施していた「農業生産組織生産費調査」と統合し、組織経営体の経営動向の実態及び農産物の生産費の実態を一体的に把握する調査として平成8年より調査を開始したものである。

(3) 調査の根拠

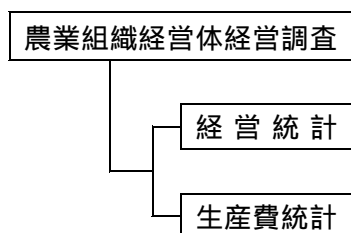
本調査は、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく承認統計として実施した。

(4) 調査機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計情報部及び地方統計情報組織を通じて実施した。

(5) 調査の体系

本調査では、農業組織経営体の経営収支の状況を把握する経営統計及び農産物の生産費を把握する生産費統計を作成している。



経営収支状況について把握する。

（組織経営体、法人経営体、任意経営体、全作業受託）

農産物の生産費を把握する。

（米、麦、大豆、全作業受託（米）、部分作業受託（米））

(6) 調査対象

1995年農業センサス「農家以外の農業事業体調査」及び「農業サービス事業体調査」結果に基づき、経営形態毎に一定の規模以上の農業組織経営体を調査対象とした。

注：「農家以外の農業事業体」とは、経営耕地面積が10a以上あるもの又は経営耕地面積がそれ

未満であっても、調査開始日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あるもので、世帯(農家)以外のものをいい、「農業サービス事業体」とは、農業事業体(農家及び農家以外の農業事業体)から委託を受けて農作業を行う事業所をいう。

(7) 調査組織の選定

ア 母集団の編成

(ア) 経営統計

「農家以外の農業事業体」は農産物販売金額1位の作目により、「農業サービス事業体」は水稲作全作業受託を行うサービス事業体について、それぞれ母集団を編成した。

a 農家以外の農業事業体

- (a) 稲作部門(経営耕地面積10ha以上)
- (b) 麦類作部門(経営耕地面積5ha以上)
- (c) 雑穀・いも類・豆類部門(経営耕地面積3ha以上)
- (d) 工芸農作物部門(北海道のみ、経営耕地面積10ha以上)

b 農業サービス事業体

水稲作全作業受託組織(水稲作全作業受託を行うサービス事業体のうち、全作業受託面積5ha以上)

(イ) 生産費統計

「農家以外の農業事業体」のうち協業経営体について、作付けしている農作物及びその作付面積により母集団を編成し、「農業サービス事業体」は水稲作全作業及び水稲作部分作業の受託組織別に母集団を編成した。

注：協業経営体とは、複数の世帯が一定の協定に基づき組織化し、生産、販売及び収支決算を共同で行い、収益を分配しているものをいう。また、受託組織とは、複数の農家が組織化し、組織内又は組織外の農作業を担うが、生産物はすべて個別農家に帰属するもの(共同利用・栽培協定組織を含む。)をいい、これを、主要な作業の全部を受託しているもの(全作業受託組織)と部分作業を受託しているもの(部分作業受託組織)とに区分した。

a 農家以外の農業事業体(協業経営体のみ)

- (a) 水稲(作付面積5ha以上)
- (b) 小麦(作付面積3ha以上)
- (c) 大豆(作付面積2ha以上)

b 農業サービス事業体

- (a) 水稲作全作業受託組織(水稲作全作業受託を行うサービス事業体のうち、全作業受託面積5ha以上で、員内の水稲作付面積が5ha以上)
- (b) 水稲作部分作業受託組織(水稲作部分作業受託を行うサービス事業体のうち、員内の水稲作付面積が5ha以上)

イ 事務所別調査組織数

(ア) 「農家以外の農業事業体」は、上記アの(ア)の a 及び(イ)の a で編成した母集団ごとの対象事業体を基に、経営統計は当該経営規模別に、生産費統計は当該作付規模別に地方農政局統計情報事務所(地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道統計情報事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下、「事務所」という。)別の調査組織数を決定した。

(イ) 「農業サービス事業体」は、上記アの(ア)の b 及び(イ)の b で編成した母集団ごとの対象事業体の数を基に、経営統計及び生産費統計の事務所別水稻受託規模別の調査組織数を決定した。

ウ 調査組織の抽出方法

事務所別の母集団ごとに、同一規模階層に属する対象事業体を当該規模の大きい順に配列し、上記イで定めた規模別調査組織数により等分し、各層から無作為に抽出した。

また、経営統計及び生産費統計の同一部門において両方を共用することが可能である対象事業体は共用可能事業体として抽出した。

(8) 調査期間

ア 経営統計の調査期間は、1月から12月までの1年間とした。

イ 生産費統計の調査期間は、収穫調製作業を終了した時点からさかのぼること1年間とした。

(9) 調査項目

ア 経営統計

組織の構成農家数、経営耕地面積、出資金、収入及び費用、借入金・買掛未払金、農業投下労働時間、施設・農機具の所有台数、主要作目の作付・生産の状況、農作業受託の状況等。

なお、調査対象組織である農家以外の農業事業体を大別すると、法人格を有する組織(以下、「法人経営体」という。)と非法人の任意組合(以下、「任意経営体」という。)に分類することができる。このため、調査組織を法人経営体及び任意経営体並びに農業サービス事業体である全作業受託組織として区分するとともに、それぞれの区分に応じて組織の態様・性格に着目した調査項目を設定した。

具体的な調査科目については、別表1を参照されたい。

イ 生産費統計

(ア) 協業経営体(米、小麦及び大豆)、全作業受託組織(米)

a 米、小麦及び大豆の生産のために投入した費目別の費用、労働時間、主産物(玄米、玄麦、乾燥子実)及び副産物の販売量と価額

b 組織の構成農家数、経営耕地面積、作付実面積、投下資本額、農機具の所有台数等

(イ) 部分作業受託組織(米)

a 米の生産のために投入した部分作業別の費用、労働時間、主産物(玄米)及び副産物の販売量と価額

b 組織の構成農家数、員外の委託農家数、水稻作付面積、施設及び農機具の所有台数等

(10) 調査方法

農家を対象とした農業経営統計調査生産費統計に準じ、調査組織の代表者に、所定の調査簿を配付して記帳を依頼する記帳調査の方法と、出張所職員による面接聞き取り調査を併用した。

なお、部分作業受託組織は、組織内で個別農家ごとに行われる自家作業と農家間の部分作業の受委託により組織全体の作業が成り立っていることから、組織全体を一つの単位とした生産費を一括して把握することが不可能なため、その生産費の算出に当たっては、構成農家の生産費を個別に積み上げて組織の生産費を算出した。

ただし、構成農家が多いことから実査は必要最小限の項目（組織化によりスケールメリットの働く受託農家の主要農機具費（受託農家所有＋生産組織所有）及び労働費）にとどめ、その他の項目については当年産の農業経営統計調査米生産費統計作成農家のうち、作業受委託のない自己完結型農家の数値を代用して取りまとめた。また、受委託が部分作業ごとに行われている実態から生産費を費目別に把握することは困難であるため、作業別生産費とした。

2 調査上の主な約束事項

(1) 経営統計

ア 組織の構成員

(ア) 法人経営体の場合

法人経営体の構成員とは、法人への個人出資者のことである。また、出資者の世帯員が組織の事業に従事している場合には出資名義者のみを構成員とした。

(イ) 任意経営体の場合

任意経営体の場合は、基本的に世帯（農家）が構成単位となっており、出資制を採っているケースも少ないことから、当該組織の事業に従事する構成世帯員はすべて構成員とした。

イ 専従換算農業従事者数

組織の農業部門及び農業1位部門において投下された構成員及び雇用者の農業労働時間を2,000時間（8時間×250日）で除して算出した。

ウ 構成農家の主副業別区分

組織を構成する農家の主副業については、以下により区分した。

区 分	内 容
主 業 農 家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家。
準主業農家	農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家。
副業的農家	主業農家及び準主業農家以外の農家。
非 農 家	経営耕地面積が10 a 未満かつ農産物販売金額が15万円未満の世帯。

エ 経営耕地団地数

組織が作業単位としている地続きの耕地を1団地とした団地数である。

オ 減価償却費

組織経営体の所有する施設・機械等の減価償却費については、国又は都道府県等の補助金を

取得価額から控除して計算した償却額を減価償却費として計上したが、この場合、実際に投入された補助金は回収されないため、その分だけ利益を生じることとなる。このため、補助金を圧縮しなかった場合の経営成績についても把握できるよう、参考として「圧縮計算しなかった場合の減価償却費」についても計上した。

カ 構成員帰属分（分配金）

任意経営体の場合には、利益金の内部留保となる減価償却費の積立が認められないため、経営体収入から減価償却費を含めない費用を控除して計算した額を「構成員帰属分（構成員分配金）」として算出した。

(2) 生産費統計

ア 農産物生産費の概念

農産物生産費調査において生産費とは、農産物の生産のために消費した経済費用の合計をいう。ここでいう費用の合計とは、具体的には、農産物の生産に要した材料（種苗、肥料、農業薬剤、光熱動力、その他の諸材料等）、賃借料及び料金、土地改良及び水利費、物件税及び公課諸負担、労働費（雇用・構成員（生産管理労働を含む。）、固定資産（建物、構築物、農機具、生産管理機器）の財貨及び用役の合計をいう。

各費目の具体的事例は、別表2を参照されたい。

イ 主な約束事項

（ア）生産費の種別（生産費調査においては、「生産費」を次の3種類に区分している。）

a 「生産費（副産物価額差引）」

当該作物の生産に要した費用合計から副産物価額を控除したものの。

b 「支払利子・地代算入生産費」

「生産費（副産物価額差引）」に支払利子及び支払地代を加えたものの。

c 「資本利子・地代全額算入生産費」

「支払利子・地代算入生産費」に自己資本利子及び自作地地代を擬制的に計算して算入したものの。

（イ）物財費

調査作物を生産するために消費した流動財費（種苗費、肥料費、農業薬剤費、光熱動力費、その他の諸材料費等）と固定財（建物、農機具、生産管理機器の償却資産）の減価償却費の合計である。

なお、流動財費のうち、購入したものについてはその支払額、自給したものについてはその評価額により算出した。

a 自給物の評価

自給物は、農業組織経営体においては、農家に比べ組織としての自給生産の比重が低く、むしろ構成員が組織に対して生産資材を提供することの方が多いため、すべて市価評価を行い計上した。

建物修繕、農機具修繕及び農機具補充の自給については、その生産・修繕に用いた自給

材料を生産費の該当費目に計上し、それに関わる労働時間は、間接労働時間として労働費に評価計上した。

b 償却資産の評価

建物、農機具、生産管理機器のうち取得価額が10万円以上のものを償却資産として取扱い、減価償却計算を行った。

償却計算の方法は「定額法」とするが、10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等に償却することとした。なお、作物間の費用の配分(負担分)については、建物は使用延べ面積の作物割合、農機具と生産管理機器は、使用時間の作物割合によった。

また、償却資産の更新、廃棄等に伴う処分差損益は、その当該作目の負担分を減価償却費に計上した。

(ウ) 労働費

調査作目の生産のために投下された構成員労働の評価額と雇用労働に対する支払額の合計である。

a 構成員労働の評価

調査作物の生産のために投下した構成員労働については、「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)の建設業、製造業、運輸・通信業の5～29人規模の賃金データ(都道府県単位)を基に算出した単価を投下労働時間に乗じて計算したものである。

また、平成10年産の生産費統計から、それまでの男女別評価から男女同一評価(当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金による評価)に改正した。

b 労働時間の規定と範囲

労働時間は、直接労働時間と間接労働時間に区分した。

直接労働時間は、食事、休憩などの時間を除いた当該作物の生産に直接投下された労働時間(生産管理労働時間を含む。)である。間接労働時間は、建物や農機具の自己修繕等に要した労働時間の当該作物の負担部分である。

また、次に示す時間は、直接労働時間としてそれぞれの作業に含めた。

(a) 庭先における農機具の調整及び取付け時間、住居からほ場までの往復時間

(b) 調査期間外の労働でも、例えば、秋の田起こしなどのように、当該作物の作付けを目的とする投下労働時間。

(c) ごく小規模な災害復旧作業時間。

(d) 簡単な農道の改修作業時間。

なお、作業分類の具体的事例は、別表3を参照されたい。

(エ) 費用合計

調査作物を生産するために消費した物財費と労働費の合計である。

(オ) 副産物価額

副産物とは主産物(生産費集計対象)の生産過程で主産物と必然的に結合して生産される

生産物である。生産費調査においては、主産物生産に要した費用のみとするため、副産物を市価で評価（副産物価額をもって、副産物の生産に要した費用とみなす。）し、費用合計から差し引くこととしている。

(カ) 資本額と資本利子

a 資本額

(a) 流動資本

「種苗費、肥料費、農業薬剤費、光熱動力費、その他の諸材料費、土地改良及び水利費、賃借料及び料金、物件税及び公課諸負担、建物修繕費、農機具修繕費及び購入補充費、生産管理費」の合計に $1/2$ （平均資本凍結期間 6 か月）を乗じたものを流動資本とする。

平均資本凍結期間を 6 か月としているのは、農作物の生産に当たって投下される個々の資産はすべて生産開始時点に投下されるものではなく、生産過程の中で必要に応じて投下されるものである。流動資本及び労賃資本については生産過程における資本投下がほぼ平均的であることから、全体では $1/2$ とみなしている。

(b) 労賃資本

「構成員労働費」と「雇用労働費」の合計に $1/2$ （平均資本凍結期間 6 か月）を乗じたものを労賃資本とした。

(c) 固定資本

「建物及び構築物、農機具、生産管理機器」の調査作物の負担部分現在価を固定資本とした。

負担部分現在価は、調査開始時現在価に調査作物の負担割合を乗じて算出した。

負担割合は、建物では調査期間中の総使用量（総使用面積×使用日数）から調査農作物の使用量（使用面積×使用日数）割合により、農機具では調査期間中の総使用時間から調査農作物の使用時間割合により算出した。

b 資本利子

(a) 自己資本利子

総資本額から借入資本額を差し引いた自己資本額に年利率 4 % を乗じて計算した。

(b) 支払利子

調査期間内に支払った調査作物の負担部分の支払利子額を計上した。

(キ) 地代

a 自作地地代

自作地については、構成員が組織に提供（貸付も含む。）した作付地及び組織所有の作付地であり、その評価については、近傍類地（調査対象作物の作付地と地力等が類似している作付地）の小作料による。また、調査作物の作付地以外の土地で調査作物に利用される所有地（例えば、建物敷地など）についても、同様に類地賃借料によって計上した。

なお、転作田については、転作田の類地小作料により評価した。

b 支払地代

借入地は、実際の支払額による。調査作物の負担地代は、一筆ごとに調査期間中における作物別の粗収益又は調査作物の占有面積割合により負担率を算出し、これを支払地代総額に乗じて負担地代を求めた。

3 調査結果の取りまとめと統計表の編成

(1) 調査結果の取りまとめ方法

調査結果の取りまとめは、調査対象組織のうち、何らかの事由によって調査を中止した組織を除いて取りまとめた。

ア 経営統計

(ア) 取りまとめ時期

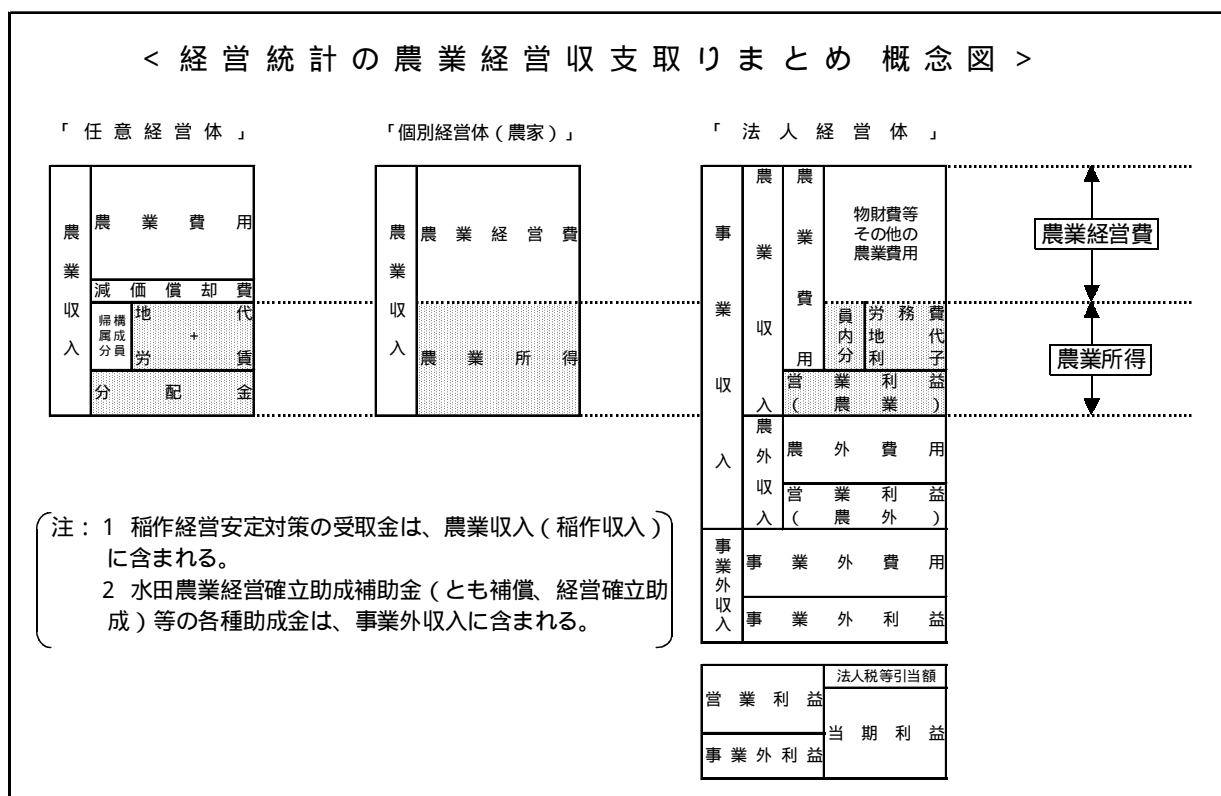
調査期間である前年1月から12月までの1年間の経営収支状況が分かる決算資料や財務諸表等(賃借対照表、損益計算書等)が整備される決算期とした。

(イ) 農業経営費の取り扱い

会計処理法等が異なる法人経営体と任意経営体並びに農家を対象とした農業経営統計調査部門別統計との比較ができるように、農業経営費について次のとおり取りまとめた。

a 算出の概念図

経営統計では、法人経営体及び任意経営体の調査結果を個別経営体(農家)と比較できるように、次の概念で取りまとめている。



b 法人経営体

当該会計上の農業費用から、構成員に支払われた農産物生産に関わる労務費、事務に関わる給与、地代及び負債利子を除外するとともに、農家を対象とした農業経営統計調査の費目構成に合わせて農業経営費とした。

c 任意経営体

利益金の内部留保となる減価償却費の積立が認められていないため、償却計算を行っていないのが通例であるが、本調査では、当該会計上の農業費用に減価償却費の農業負担分を加えて農業経営費とした。

(ウ) 平均値の算出

法人経営体、任意経営体、全作業受託組織の平均値は、総和平均により算出した。

なお、法人経営体と任意経営体を合わせた組織経営体としての結果は、次式により求めた。

$$\text{組織経営体の平均値} = \frac{\text{法人組織経営体の各組織結果合計} + \text{任意組織経営体の各組織結果合計}}{\text{法人経営体調査組織数} + \text{任意経営体調査組織数}}$$

(エ) 分析指標の算出

a 農業所得 = 農業収入 - 農業経営費

b 農業所得率(%) = (農業所得 ÷ 農業収入) × 100

c 付加価値額(農業純生産) = 農業収入 - [農業経営費 - (負債利子 + 雇用労賃 + 支払地代)]

d 付加価値率(%) = (付加価値額 ÷ 農業収入) × 100

e 専従構成員 1 人当たり農業所得 = 農業所得 ÷ 専従換算構成員数

(専従換算構成員数 = 専従換算農業従事者数 - 専従換算雇用者数)

f 専従者 1 人当たり付加価値額 = 付加価値額 ÷ 専従換算農業従事者数

g 構成員農業労働 1 時間当たり農業所得(円)

$$= [\text{農業所得} \div (\text{専従換算構成員数} \times 2,000)] \times 1,000$$

h 農業労働 1 時間当たり付加価値額(円) = (付加価値額 ÷ 農業投下労働時間) × 1,000

i 粗付加価値額 = 付加価値額 + 減価償却費

j 粗付加価値率(%) = (粗付加価値額 ÷ 農業収入) × 100

k 営業利益 = 事業収入 - 事業費用

l 総資本営業利益率(%) = (営業利益 ÷ 資産合計) × 100

m 売上高営業利益率(%) = (営業利益 ÷ 事業収入) × 100

n 自己資本営業利益率(%) = (営業利益 ÷ 資本計) × 100

o 総資本回転率(回) = 事業収入 ÷ 資産合計

p 固定資産回転率(回) = 事業収入 ÷ 固定資産計

q 当座比率(%) = (当座資産 ÷ 流動負債計) × 100

r 流動比率(%) = (流動資産計 ÷ 流動負債計) × 100

s 固定比率(%) = (固定資産計 ÷ 資本計) × 100

t 負債比率(%) = (負債計 ÷ 資本計) × 100

- u 固定長期適合率(%) = [固定資産計 ÷ (固定負債計 + 資本計)] × 100
- v 自己資本比率(%) = (資本計 ÷ 資産合計) × 100
- w 構成員帰属分(千円) = (農業(受託)収入 + 農外(受託以外)収入) -
(農業(受託)経営費 + 農外(受託以外)経営費 - 減価償却費)

イ 生産費統計

(ア) 生産費の計算期間と計算範囲

計算期間は、当該作物の生産を始めてから収穫、調製が終了するまでの期間とし、計算範囲は、その間の総費用とした。

なお、流通段階の諸経費(販売費、包装費、搬出費等)は、生産費計算の対象としていない。

(イ) 生産費計算の対象組織の範囲

調査結果は、協業経営体及び受託組織とも、何らかの事由によって調査を中止した組織(脱落組織)又は収穫皆無組織、さらに米については、過去5か年の10a当たり収量のうち、最高及び最低の年を除いた3年間の10a当たり平均収量(平年作)に対して調査年の収量が20%以上増減した組織、小麦及び大豆については、過去5か年の10a当たり収量のうち、最高及び最低の年を除いた3年間の10a当たり平均収量(平年作)に対して調査年の収量が70%以上増減した組織を除いて集計した。

(ウ) 平均生産費の算出

平均生産費は、総和平均により算出した。具体的には、次式により求めた。

[10a当たり]

$$a \text{ 10a 当たり生産費 (副産物価額差引)} = \frac{\text{各調査組織の費用合計の合計} - \text{各調査組織の副産物価額の合計}}{\text{各調査組織の作付面積の合計}} \times 10$$

$$b \text{ 10a 当たり支払利子・地代算入生産費} = \frac{\text{各調査組織の費用合計の合計} - \text{各調査組織の副産物価額の合計} + \text{各調査組織の支払利子の合計} + \text{各調査組織の支払地代の合計}}{\text{各調査組織の作付面積の合計}} \times 10$$

$$c \text{ 10a 当たり資本利子・地代全額算入生産費} = \frac{\text{各調査組織の生産費総額の合計} - \text{各調査組織の副産物価額の合計}}{\text{各調査組織の作付面積の合計}} \times 10$$

注：生産費総額とは、費用合計、支払利子、自己資本利子、支払地代及び自作地地代の合計である。(以下同じ。)

[60kg当たり]

$$a \text{ 60kg 当たり生産費 (副産物価額差引)} = \frac{\text{各調査組織の費用合計の合計} - \text{各調査組織の副産物価額の合計}}{\text{各調査組織の主産物数量の合計}} \times 60$$

$$b \text{ 60kg 当たり支払利子・地代算入生産費} = \frac{\text{各調査組織の費用合計の合計} - \text{各調査組織の副産物価額の合計} + \text{各調査組織の支払利子の合計} + \text{各調査組織の支払地代の合計}}{\text{各調査組織の主産物数量の合計}} \times 60$$

$$c \text{ 60kg当たり資本利子・地代全額算入生産費} = \frac{\text{各調査組織の生産費総額の合計} - \text{各調査組織の副産物価額の合計}}{\text{各調査組織の主産物数量の合計}} \times 60$$

(工) 収益性指標(所得、構成員労働報酬)の計算

収益性指標(所得、構成員労働報酬)は、本来は組織の経営全体の成果を部門計算し算出すべき性格のものであるが、ここでは生産費統計の結果から、他作物との収益性を比較する指標として算出した。

a 所得

生産費総額から構成員労働費、自己資本利子及び自作地地代を控除した額を粗収益から差し引いたものである。

b 1日当たり所得

所得を構成員労働時間で除し、これに8(1日を8時間とみなす。)を乗じて算出した。

c 構成員労働報酬

生産費総額から構成員労働費を控除した額を粗収益から差し引いたものである。

d 1日当たり構成員労働報酬

構成員労働報酬を構成員労働時間で除し、これに8(1日を8時間とみなす。)を乗じて算出した。

e (参考) 奨励金を加えた場合

米の生産・販売に係る奨励金を主産物価額に含めた場合の収益性を参考として算出した。

(2) 統計の表章

ア 経営統計

(ア) 調査結果の表章区分と内容

区 分	表 章 区 分		表 章 内 容
稲作 1 位	組織経営体 (法人 + 任意)	1 全国、全国農業地域別 2 経営耕地面積規模別 (全国) 3 水稲作付面積規模別 (全国)	経営概況 農業経営収支 部門経営収支
	法人経営体	1 全国、全国農業地域別 (九州を除く) 2 経営耕地面積規模別 (全国) 3 水稲作付面積規模別 (全国)	経営概況 貸借対照表 損益計算書 期中投資・借入返済 損益計算書 (農業部門) " (稲作部門) 農業経営収支 部門経営収支
	任意経営体	1 全国、全国農業地域別 (九州を除く) 2 経営耕地面積規模別 (全国) 3 水稲作付面積規模別 (全国)	経営概況 農業経営等収支 部門経営収支
全作業受託 (稲作)	水稲作全作業 受託組織	全国、都府県	経営概況 受託経営等収支
麦類作 1 位	組織経営体 (法人 + 任意)	全国	経営概況 農業経営収支 部門経営収支
雑穀・いも類 ・豆類作 1 位	組織経営体 (法人 + 任意)	全国	経営概況 農業経営収支 部門経営収支
工芸農作物	組織経営体 (法人 + 任意)	北海道	経営概況 農業経営収支 部門経営収支

(イ) 調査対象組織のうち、稲作 1 位の組織について、農業経営収支は経営耕地規模別に、稲作経営収支は水稲作付規模別に次のとおり区分した。

なお、法人経営体については、農業及び稲作部門における部門別損益計算書についても掲載している。

a 稲作 1 位 (組織経営体、法人経営体)

20ha未満 20～30 30～50 50ha以上

b 稲作 1 位 (任意経営体)

20ha未満 20～30 30ha以上

(ウ) 全国農業地域別区分

区 分	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

なお、統計表に中国四国と表示しているのは、中国四国農政局（管轄区域は鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知である。）を編成し表示した。また、沖縄については調査を実施していない。

イ 生産費統計

(ア) 調査結果の表章区分と内容

a 協業経営体

(a) 米

表 章 区 分	内 容
1 全国・全国農業地域別 2 全国・作付規模別 3 全国・組織類型別	1 調査組織の生産概要・経営概況 2 生産費

(b) 小麦

表 章 区 分	内 容
全国・北海道・都府県	1 調査組織の生産概要・経営概況 2 生産費

(c) 大豆

表 章 区 分	内 容
全 国	1 調査組織の生産概要・経営概況 2 生産費

b 全作業受託組織（米）

表 章 区 分	内 容
全国・北海道・都府県	1 調査組織の生産概要・経営概況 2 生産費

c 部分作業受託組織（米）

表 章 区 分	内 容
1 全国・全国農業地域別 2 全国・作付規模別 3 全国・受託委託農家別	1 調査組織の生産概要・経営概況 2 生産費

(イ) 統計表章に用いた区分は、次のとおりである。

a 全国農業地域別区分

区 分	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

なお、沖縄については調査を実施していない。

b 作付規模による区分

(a) 協業経営体

5～10ha 10～20 20～30 30ha以上

(b) 部分作業受託組織

5ha未満 5～10 10～15 15～20 20～25 25～30
30ha以上

c 組織類型による区分(協業経営体)

(a) 専業農家型

オペレーター農家(世帯)が複数戸集まり、共同で組織内外の作業を行っており、オペレーター農家(世帯)数が構成員のおおむね8割以上の組織をいう。

(b) 集落営農型

集落内のおおむね8割以上の農家(世帯)が集まり、そのうちのオペレーター農家(世帯)を中心として共同出役により組織内の作業を行っている組織をいう。

(c) 中間型

集落内の一部の農家が集まり、その中のオペレーター農家(世帯)を中心として組織内外の作業を行っている組織をいう。

4 利用上の注意

(1) 経営統計

本書に掲載した「麦類作 1 位」、「雑穀・いも類・豆類 1 位」及び「工芸農作物（北海道のみ）」については事例的な調査であるので、利用に当たっては十分留意されたい。

なお、集計組織数は、「稲作 1 位」が97組織（法人経営体59組織、任意経営体38組織）、「麦類作 1 位」が12組織、「雑穀・いも類・豆類 1 位」が9組織及び「工芸農作物（北海道のみ）」が3組織、「全作業受託組織（水稲作）」が27組織である。

(2) 生産費統計

ア 統計表に掲載した統計値

部分作業受託組織に係る調査については、一部推計が含まれており、また、小麦及び大豆についても事例的な調査であるので、利用に当たっては十分留意されたい。

なお、集計組織数は、「米生産費」の「協業経営体」が66組織、「全作業受託組織」が28組織、「部分作業受託組織」が163組織であり、「小麦生産費」が26組織、「大豆生産費」が12組織である。

イ 農産物生産費調査の見直しに基づく調査項目の一部改正

農産物生産費調査は、近年における農業・農山村・農業経営の著しい実態変化を的確にとらえたものとするため、平成2～3年にかけて見直し検討を行い、その検討結果を踏まえ調査項目の一部改正を行った。（農業生産組織生産費調査については平成3年産から適用。）したがって、この見直しにより、平成3年産以降の生産費及び関係費目並びに収益性に関する数値は、平成2年産のものとは接続しない。

また、改正の内容は次のとおりである。

- (ア) 構成員労働の評価方法を、「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）により算出した単価によって評価する方法に変更した。
- (イ) 「生産管理労働時間」を構成員労働時間に、「生産管理費」を物財費に新たに計上した。
- (ウ) 土地改良に係る負担金の取扱いを変更した。（米については、償還金のすべてを計上（整地、表土扱いに係るものを除く。）することとし、小麦及び大豆については、維持費、償還金（整地、表土扱いに係るものを除く。）のうち当該作物の生産に必要な負担分を新たに算入した。）
- (エ) 減価償却費の計上方法を変更し、更新・廃棄等に伴う処分差損益を新たに計上した。
- (オ) 物件税及び公課諸負担のうち、当該作物の生産を維持・継続していく上で必要なものを新たに計上した。
- (カ) 資本利子を支払利子と自己資本利子に、地代を支払地代と自作地地代に区分した。
- (キ) 統計表章においても「第1次生産費」を「生産費（副産物価額差引）」に、「第2次生産費」を「資本利子・地代全額算入生産費」にそれぞれ置き換え、「生産費（副産物価額差引）」と「資本利子・地代全額算入生産費」の間に新たに、実際に支払った利子・地代を加えた「支払利子・地代算入生産費」を新設した。

ウ 農業経営統計調査への移行に伴う調査項目の一部変更

平成7年に従来、別体系で実施していた農家経済調査と農畜産物繭の生産費調査を統合し、農業経営統計調査へと移行したことに伴い、農産物の生産に係わる直接的な労働以外の労働（購入付帯労働及び建物・農機具等の修繕労働等）を間接労働として関係費目から分離し、「労働費」及び「労働時間」に含め計上することとしており、農業組織経営体経営調査生産費統計についても、両調査間の生産性比較等の整合を図るため同様の変更を行った。

エ 米の協業経営体及び受託組織の集計対象組織の改定

米の協業経営体及び全作業受託組織等の集計対象組織については、平成6年産より「脱落組織」、「収穫皆無組織」及び「災害組織」に加え、平均収量に対して収量が20%以上増減した組織についても「災害組織」と同様に異例な生産状況とみなし、「災害組織」と併せて集計から除外するよう改定した。

また、部分作業受託組織については、平成5年産までは、当年産の米生産費調査農家のうち作業受委託のない自己完結型農家を抽出し計算した集計値を代用する手法で取りまとめていたが、平成6年産より抽出方法を販売農家のうち作業受委託のない自己完結型農家を抽出し計算した組替え集計値を代用するとともに、受託組織の平均収量を把握することにより、平均収量に対して収量が20%以上増減した組織を「災害組織」と併せて集計から除外するよう改定した。

(3) 表中に用いた記号の用法は、次のとおりである。

「 - 」：事実のないもの

「 ... 」：事実不詳のもの

「 0 」、「 0.0 」：単位に満たないもの

「 」：負数のもの

(4) 連絡先

農林水産省 大臣官房 統計情報部 経営統計課 農業経営統計班

電話：03(3502)8111 内線2728

03(3591)0923 （直通）